

弥富市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るとともに、災害時の活動継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備の導入を支援するため、住宅用地球温暖化対策設備の設置に要する経費について予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの
- (2) 電気自動車等充給電設備（V2H） 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象とする者は、本市において自ら居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に前条各号に掲げる対象設備（以下「対象設備」という。）を導入する者及び自ら居住するため対象設備を備えた住宅を新築する者とする。

(補助額)

第4条 この要綱により交付する補助金の額は、定置用リチウムイオン蓄電システムについては一律15万円、電気自動車等充給電設備（V2H）については一律5万円とす

る。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、対象設備に係る設置の工事着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内容が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 対象設備の概要及び仕様が分かる書類
- (3) 対象設備の設置場所の案内図
- (4) 工事着手前の現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付（変更）決定通知書（第2号様式）により補助金の交付の申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容を変更（廃止又は中止を含む。）しようとする場合は、あらかじめ住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の計画変更承認の申請があったときは、変更内

容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 前条の規定は、前項の変更決定をした場合について準用する。

(工事着手届)

第9条 補助事業者は、市長から第7条の規定による通知を受けたときは、当該通知書に記載された補助金交付申請書受理年月日から60日以内に工事着手届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が当該交付申請で得た権利は、前項に規定する期間内に工事着手届の提出がなかったときは消滅する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了した日から30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日まで に補助事業の成果を記載した住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 申請者本人が対象設備を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し

(3月以内に作成されたものに限る。)

(3) 対象設備の設置状態を示す写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者が当該交付申請で得た権利は、前項に規定する期間内に住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業実績報告書の提出がなかったときは消滅とする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助金の交付決定額と確定額が相違する場合（第14条第2項の規定に該当する場合を除く。）については、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の額の確定通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後に補助事業者からの住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書（第7号様式）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金返還通知書（第8号様式）によりその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第11条第1項の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金返還通知書によりその返還を命ずるものとする。

（補助事業の遂行）

第15条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第16条 市長は、必要に応じて、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は職員に補助事業の実地検査をさせることができる。

(協力)

第17条 市長は、補助事業者に対し、対象設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(処分の承認)

第18条 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数（15年間）の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときはこの限りでない。

(帳簿等の備付け)

第19条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿等を当該補助事業の完了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。